



## 「労働者災害補償保険法 / 介護保険法」



前回に引き続き、今回は労働者災害補償保険法と介護保険法について見ていきましょう。

### 労働者災害補償保険法

労働者災害補償保険とは、業務上、通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対する必要な給付により、労働者の社会復帰の促進、さらにその遺族の援護を目的としています。給付の種類は 業務災害 通勤災害 二次健康診断等 に別けられます。

の業務災害とは、「業務起因性」である 業務と疾病との間の因果関係の存在 と、「業務遂行性」である 労働契約に基づいた事業主の支配下にある状態 が要件となります。

例え、休憩時間中であり労働に携わっていない時間でも、業務上と判断される場合があります。労働基準法でいう、[指揮監督下の時間]よりも「業務遂行性」の範囲は広いと言えますね。具体的事例として 休憩時間中の喫煙時にガソリンの滲みた衣服に引火し火傷を負った場合 も、業務上と判断されています。

の通勤災害とは、就業に関する住居と就業場所との往復に加え、通勤時の最小限度の日常生活上必要な行為による行動範囲を含みます。ここで気になるのは、最小限度の日常生活上必要な行為 として認められる範囲ですね。通勤災害と認められた具体的事例としては、帰宅途上自転車でかかりつけの病院に立ち寄り、その帰りに道路をふさいでいたオートバイを動かし負傷した場合 があります。またその他にも、a独身者が食堂に立ち寄る場合、b帰途で惣菜等を購入する場合、cクリーニング店に立ち寄る場合 などが最小限度の範囲として挙げられています。これらを考え合わせると時間的には 20分～30分が限度 と思われますね。

の二次健康診断等給付は、平成13年より制度化されています。その内容は、労働安全衛生法による「一次健康診断」の脳血管疾患及び心臓疾患に関わる検査で異常所見があった場合に、本人請求により行われるものです。

この制度は既に症状が出ている人が対象ですが、この二次健康診断とは別に、労働者への安全配慮義務の観点から、さらに使用者に義務付けられているものがあります。平成18年の安全衛生法の法改正により、「月100時間を超えた時間外労働を行っている労働者に、労働者本人の申し出を受けて産業医等の面接指導を受けさせる。」というものです。平成13年の過労死の労災認定基準改正を受け、過剰な時間外労働による「過労死」という労災発生を回避する為、労働者災害補償保険法だけではなく労働安全衛生法へも横断的に法律を整備してきたことが分りますね。

### 介護保険法

介護保険の目的は、加齢に伴い自立した日常生活に支障の生じた高齢者に対して、必要な給付を行うものとされています。安定的な制度運用を確保する為、市町村、国、都道府県、更に医療保険者がそれぞれの役割に応じた費用負担を行う仕組みとなっています。対象者は 第1号被保険者が65歳以上、また第2号被保険者が40歳以上65歳未満の医療保険の加入者であり、15種類の特定疾病に当たる人です。訪問調査を行い、介護認定審査会からの判定結果により、市町村の要介護認定を受ける事となります。平成24年4月施行の改正介護保険法では、3つの大きな改正がありました。地域包括ケアシステムの構築による、24時間途切れないサービス提供の為に体制作り 介護人材の質の向上による、利用者の保護を目指すこと 自治体負担分の軽減 です。今年3月に公表された「日本の将来推計人口」に

よると、2035年には約3人に一人が65歳以上、さらに75歳以上が5人に一人という、超高齢化社会が到来すると予測されています。我が国は平均寿命で女性が世界1位、男性も第4位であり世界有数の長寿国です。今後ますます要介護者数が増大していくと見込まれている中、の『自治体負担分の軽減』の影響を受け、個人の負担が増加していくことが無い様、国による **真の社会保障と税の一体改革** を望みたいです。

以上

## 著者プロフィール

### 鷺澤 充代 氏

特定社会保険労務士、中小企業診断士、株式会社 鷺澤経営労務研究所 代表取締役。  
武蔵野音楽大学卒。使用者側に立った企業のリスクヘッジと従業員のモチベーションアップを提案。各種法人会・組合・全国の会計事務所におき労務問題対策への指導を行う。事業再生現場からの視点での人事労務対策について、実務経営サービス出版『月刊実務経営ニュース』へ寄稿。社団法人事業再生支援協会（SRC）会員、事業再生研究会（JSK）会員、JSK人材活性応援隊東京メンバー。

**今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。**

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

### メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488